

令和6年度 幸田町奨学金制度について

幸田町では、高校生等を対象とした奨学金制度（返還のいない給付型）を実施しています。高等学校等に入学後、各学校を通じて募集要項等を配布しますので、希望される方は、要項に従って申請してください。

対象者

次の全てに該当する方

- ① 経済的な理由により修学が困難である。
- ② 高等学校、専修学校の高等課程等に在籍している。
- ③ 保護者が幸田町内に1年以上住んでいる。
- ④ 修学の意思が強固で、心身ともに健全である。
- ⑤ 他の団体から奨学金を受けていない。



奨学金の額

月額 5,000円（8月と10月に6か月分をまとめて支給します。）

申請受付

場所 幸田町教育委員会 学校教育課（幸田町役場4階）

期間 令和6年5月8日から5月31日まで

（午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日を除く。）

申請方法

高等学校等に入学後、各学校を通じて申請書等を配布しますので、5月中に教育委員会に提出してください。学校から案内がない場合は、教育委員会に申請書等がありますので、お問い合わせください。

奨学金を受けることのできる所得の目安

- ・同一世帯の方及び生計を一にする方（別居等含む）の合計所得により審査します。
- ・下表は、おおよその目安であり、家族構成・年齢などによって異なります。詳しくは、問合せ先へお尋ねください。

世帯人数	家族構成	持ち家の場合		アパート等の場合	
		年収	所得	年収	所得
2人	大人1人、子1人	約280万円	約177万円	約354万円	約229万円
3人	大人1人、子2人	約369万円	約241万円	約439万円	約297万円
4人	大人2人、子2人	約414万円	約277万円	約484万円	約333万円
5人	大人2人、子3人	約484万円	約333万円	約556万円	約389万円

問合せ先

幸田町教育委員会 学校教育課 庶務グループ TEL (0564) 62-1111 内線 422